

## 第9章 マリンレジャーの振興と海事思想の普及

## 第1節 マリンレジャーの振興

## 1. マリンレジャーの現状

近年、国民生活の多様化に伴いゆとりある国民生活の実現が求められている中、プレジャーボートを利用したマリンレジャーに対する国民の関心が急速に高まりつつある。これを裏付けるように、プレジャーボート保有隻数は平成11度末には約46万隻に達しており、小型船舶操縦士の免許取得者数についても、毎年着実に増加している。

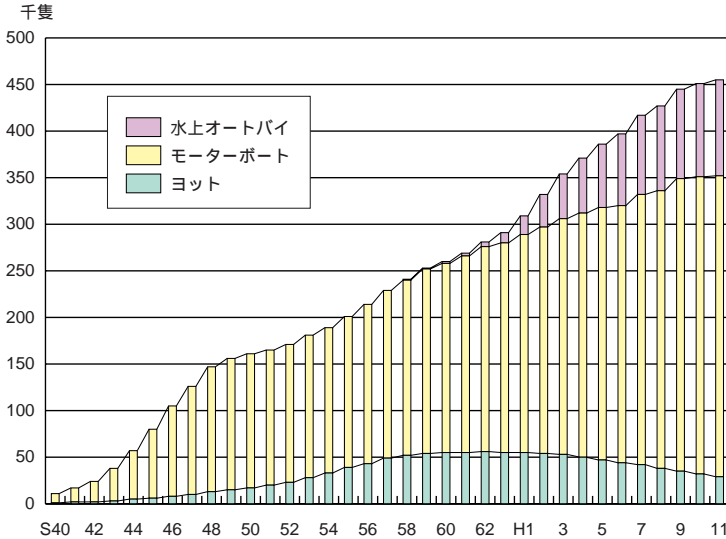
これは、水上オートバイやバスフィッシングを目的とした小型ボートなど、多様化する利用者のニーズに対応したプレジャーボートが自動車並みの低価格で市場に登場したことが大きな要因となっている。

また、レンタルボート等の新たなサービスや、移動可能なトレーラーを利用してプレジャーボートを保管・運搬するトレーラーボートリングなど、遊びたい水域でいつでもマリンレジャーを楽しむことができる新たなプレジャーボートの利用形態が出現してきており、今後もマリンレジャーの裾野は一層拡大していくものと思われる。

なお、トレーラーボートリングの普及については、トレーラーの保管場所及びトレーラーを牽引する車両の運転免許に関する規制緩和が必要である。このため国土交通省としては、関係方面に規制緩和を働きかけてきており、保管場所については、平成10年に自宅周辺における保管場所確保に係る規制が緩和された。普通運転免許のトレーラーボートリングの範囲の拡大についても、道路交通への影響等を勘案しつつ、規制緩和を働きかけている。

今後、更に舟艇産業が健全に発展していくためには、安全・環境問題等に対処したプレジャーボート利用に係る基盤の整備を図ることが必要である。

図表1-9-1 プレジャーボート保有隻数



## 2. 環境問題への取組み

### (1) 排ガス対策

プレジャーボート用のエンジンには騒音等抑制の観点から排気ガスを水中に直接排出する機構を採用している機種が多数あり、排ガスに含まれる未燃焼ガソリン等による湖川等の水質への影響が、一部の地域において問題視されるようになってきている。

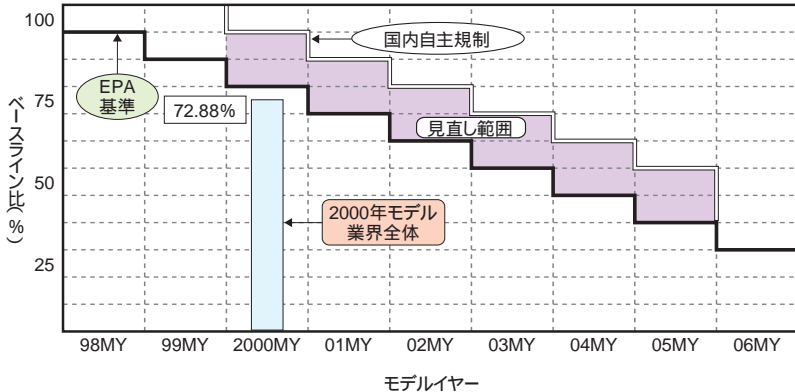
このため、国土交通省では、プレジャーボート、特に水上オートバイが遊走する主要水域において水質影響にかかる実態調査を実施し、水上オートバイ特有の遊走形態を考慮した、環境負荷低減のための利用方法に関する指針の作成を推進している。

また、(社)日本舟艇工業会が中心となり、製造事業者による自主規制を策定し、プレジャーボートから排出される排ガスに含まれる炭化水素(HC)やNOx等を2000年から段階的に削減し、2006年には総量的に現状の75%を削減する予定である。

加えて、プレジャーボート用エンジンの2ストロークエンジンの直接噴射方式化や4ストロークエンジンを主体とした生産体制への移行など、環

境に優しい機器の開発が進められていることから、一層の排ガスのクリーン化が促進されるものと期待されている。

図表1-9-2 マリンエンジン排ガス低減に係る自主規制スケジュール



## (2) 騒音対策

一部地域で水上オートバイ等による騒音が社会問題化していることから、走行禁止区域を指定するなど、独自の規制を実施している地方公共団体がある。

しかしながら、水上オートバイの騒音に関する国際的な測定方法や規制基準が確立されていなかったことから、運輸省（当時）と（社）日本舟艇工業会の共同研究により、水上オートバイの利用実態に即した新たな測定方法（PWC加速騒音測定法）を確立し、世界標準化への提言を行うとともに、騒音低減対策を実施することとした。

また、（社）日本舟艇工業会が中心となり、製造事業者による自主規制を策定し、同測定方法により計測されるPWC機器発生音を、現在の79dB（電話のベル、電車の車内程度）から、2004年モデル機では日常の騒音領域外とされている74dB（デパートの売場程度）以下とするよう、段階的に低減していくこととした。

なお、これらの問題は、利用者による利用形態及び地域的な問題とも大きく関係することから、構造面での対策のみならず、関係事業者を中心と

した利用者の組織化を推進することにより、利用者に対する適正な利用方法の周知・啓蒙、マナーの徹底等ソフト面での対策についても検討している。

図表1-9-3 PWC騒音低減に係る自主規制スケジュール

dB	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
79dB (ベンチマーク)	研究開発・商品開発機関						
76dB				第1段階			
74dB						第2段階	

### 3. 小型船舶登録制度の創設

#### (1) 背景

総トン数20トン未満の小型船舶の保有隻数は、プレジャーボートの急速な普及に伴って、まもなく50万隻を超えようとしており、多くの国民が所有するようになってきている。また、小型船舶操縦士の免状受有者数も263万人に達しているなど、今後も小型船舶を使用した活動は、国民生活に広く浸透されていくことが予想される。

しかしながら、一方で、その小型船舶の所有権を公証するための制度はなく、放置艇の適正な保管場所への誘導や不法投棄の未然防止、多重売買等のトラブルの防止や信用販売の円滑化等を図る観点から、小型船舶の登録制度の導入が求められたため、小型船舶の登録等に関する法律が制定されることとなった。

## (2) 小型船舶の登録等に関する法律の概要

### 小型船舶の登録及び総トン数の測度

現行総トン数5トン以上20トン未満に義務付けている制度を拡大して、漁船等を除いた総トン数20トン未満の船舶（以下「小型船舶」という。）の所有者は、国土交通大臣の登録を受けなければ、これを航行の用に供してはならないとともに、国土交通大臣より通知を受けた船舶番号を、当該小型船舶に表示しなければならない。

また、小型船舶の所有者は登録することによって、第三者に対抗することが可能となる。

更に、登録された内容に変更があった場合の変更登録、所有権の変更を行った場合の移転登録、小型船舶に解体や沈没等が発生した場合の抹消登録等を行わなければならない。

### 小型船舶検査機構による登録測度事務の実施

従来、総トン数20トン未満の船舶安全検査は、小型船舶検査機構（以下「JCI」という。）が実施している。

今回の法律では、従来の総トン数5トン以上20トン未満の船舶について登録等を行っている都道府県からの事務軽減の要望を踏まえた上で、船舶安全検査とのワンストップサービス提供の観点から、JCIに小型船舶の登録及び総トン数の測度の実施を行わせる。

### その他

その他の規定として、国際航海に従事する日本の小型船舶が日本船舶であることを証明する（国籍証明）制度や手数料、罰則の規定を設ける。

## (3) 今後の展望

法律施行後、所有権公証により、小型船舶の信用販売や建造資金調達の円滑化、売買トラブルの解消、盗難防止が成されることが期待される。

また、3年後には全ての小型船舶の所有者が判明されるため、放置艇の所有者への通知、通告及び通報等が可能となり、円滑に放置艇の対策が実施されると考えられ、今後、所有者確知情報により水域管理の振興や施策等が図られていくこととなる。

#### 4. 身体障害者による免許取得の機会の拡大

海洋レジャーの活発化に伴い、障害者のマリンスポーツ等への関心が高まっていること等から、これまで身体障害者による免許取得に制約のあった小型船舶操縦士の免許について、身体検査の基準を障害の状態による基準から能力基準とするとともに、設備限定免許における補助設備の大幅な拡充等により、平成13年中に免許取得の可能性の拡大を図っていく。(8ページ参照)



車イスからの乗艇(バリアフリーヨット「有明」)

#### 5. 海技免状の更新等申請手続きの郵送制度

海技免状の更新・失効再交付の申請を行う場合、申請者が地方運輸局等の窓口に出向いて手続きを行う方法と、海事代理士に手続きを依頼する方法とがある。これらに加え、申請者の利便の向上の観点から、更新講習又は失効再交付講習を受講して申請を行う場合には、平成13年4月よりその手続きを郵送で行えることとした。

図表1-9-4

# 海技免状の更新等の申請手続きが 郵送で行えることになりました。

平成30年7月1日より、海技免状の更新等の申請手続きが郵便により行えることになりました。  
ただし、**船舶安全の申請（保安規則第4条第2項第2号の3）**及び**保安規則第4条第2項第2号の4の申請（保安規則第4条第2項第2号の5）**を除く。なお、申請において書面の必要がない申請は**申請用紙**。  
（損失や交付等の場合は地方運輸局等の窓口で直接手続きして下さい。）  
詳しくは下記の地方運輸局等にお問い合わせ下さい。





**郵送申請先地方運輸局所在地**

管区	地方運輸局	所在地	電話番号	管区	地方運輸局	所在地	電話番号
北海道	釧路地方運輸局	〒960-8601 釧路市東区	0152-22-1111	東北	仙台地方運輸局	〒980-0801 仙台市青葉区	022-23-1111
	札幌地方運輸局	〒060-0801 札幌市中央区	011-221-1111		盛岡地方運輸局	〒990-8501 盛岡市	0195-22-1111
関東	東京地方運輸局	〒100-8501 東京都千代田区	03-3581-1111	中部	名古屋地方運輸局	〒460-8501 名古屋市中区	052-221-1111
	横浜地方運輸局	〒220-8501 横浜市中区	045-221-1111		岐阜地方運輸局	〒500-8501 岐阜市	057-221-1111
関西	大阪地方運輸局	〒550-8501 大阪市東淀川区	06-6641-1111	中国	岡山地方運輸局	〒700-8501 岡山市北区	086-221-1111
	神戸地方運輸局	〒210-8501 神戸市中央区	078-221-1111		広島地方運輸局	〒730-8501 広島市東区	082-221-1111
九州	福岡地方運輸局	〒810-8501 福岡市東区	092-221-1111	四国	高松地方運輸局	〒760-8501 高松市	087-221-1111
	北九州地方運輸局	〒800-8501 北九州市	093-221-1111		徳島地方運輸局	〒770-8501 徳島市	087-221-1111

国土交通省 船舶局 船政課 船政課長

郵送制度

## 第2節 海事思想の普及

### 1. 海の日・海の旬間

7月20日は、昭和16年以来「海の記念日」として四面を海に囲まれ、天然資源も少ない我が国が海上交通等を通じ、様々な生活分野で海と深く関わり、その恵みを受けてきていることについて、広く国民の理解と認識を深めることを目的として親しまれてきた。このような海の重要性に鑑み、国民の祝日「海の日」を設けようとの国民運動が大いに盛り上がり、平成7年2月、国民の祝日に関する法律の一部改正が行われて、平成8年より国民の祝日「海の日」として、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う日となった。

また、「海の旬間」(7月20日～31日)は、国民各層に「海の日」の意義を広める等海事思想の普及を図り、もって海洋国日本の発展に資するため、海事関係団体、地方公共団体等の協力を得て実施している。

「海の旬間」中には、海に親しむためのさまざまなレクリエーション、絵画・図画コンクール、海事関係施設の見学会、講演会、パレード等各種の行事等が全国各地の港湾都市で展開されている。

なかでも、最大のイベントとして、昭和61年より全国主要港湾都市を一ヶ所選定して「海の祭典」が開催されている。今年は16回目を迎え、青森県で開催され、秋篠宮・同妃両殿下のご臨席を賜る記念式典・祝賀会、シンポジウム、体験航海など各種の参加型のイベントが行われる。

### 2. 海洋利用の活性化

国土交通省としては、地域や業界による取り組みを後援することにより、マリナーが「気軽に、楽しく、安心して遊べる」レジャーとして国民から認知されるよう努めている。

#### (1) ボートショー

プレジャーボートの展示会であるボートショーは、昭和37年に開催された東京ボートショーに始まり、現在は「東京国際ボートショー」、「大阪国際ボートショー」の二つの国際ボートショーに加え、北海道、東北、広島及び九州地区においても地域単位でのボートショーが開催されている。



平成12年には、延べ50万人以上がこれらボートショーを訪れ、長引く国内景気の低迷を背景に、水上オートバイ、バスフィッシング用ボート等低価格なボートに人気集中した。

また、ボートショーの機会に、乗船試乗会、安全講習等の催しも併せて行われている。

## (2) マリンスポーツ競技会

各地でパワーボートレース、水上スキー、水上オートバイ、ソーラーボート等のマリンスポーツ競技会が開催されている。これらのマリンスポーツ競技会に併せて、健全なマリンスポーツの普及を図るため、体験乗船会や安全講習などが行われている。



ボートショー

### 3. 安全の確保及び秩序形成のための啓蒙

近年、マリンレジャーの普及に伴い、プレジャーボートの事故が増加し、小型漁船についても、漁業従事者の高齢化、一人乗り操業の増加等に伴い、転落事故が多発している。また、転落事故による死亡者の95%は救命胴衣を着用していないなど、救命胴衣の着用率は非常に低い状況にあり、その着用率を高めることが重要となっている。

さらに、平成13年3月に策定した第7次交通安全基本計画において、海上交通の安全について、年間の海難及び船舶の海中転落による死亡・行方不明者数を平成17年までに200人以下とする数値目標を、今回初めて設定した。この数値目標を達成するための重点施策として、救命胴衣の着用率の向上等が取り上げられている。

このような状況を踏まえ、救命胴衣着用率向上のための啓蒙・啓発活動を積極的に推進する。